小 美 玉 農 政 第 331 号 令 和 6 年 11 月 28 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小美玉市長 島田 幸三

市町村名		小美玉市
(市町村コード)		(236)
地域名		橘地区
(地域内農業集落名)		(与沢、倉数、山野、幡谷、川戸、外之内)
<b>力学の</b> は用た取り	まとめた年月日	令和6年10月23日
加哉の桁末を取り		(第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

## ■現状【令和5年度末現在】

- ・担い手(認定農業者)の人数
  - 38経営体(うち70歳以上3経営体)

## ■課題

- ・後継者不足による耕作放棄地の増加している。
- ・担い手の多面的なサポートが必要であり、情報が不足している。特に人材育成や人手の確保が難しい状況にある。
- 農業用施設が老朽化している。営農にあたっては進入路が狭く、大型機械が入れない。
- (2) 地域における農業の将来の在り方
  - ・大区画化した農地でスマート農業の導入し、効率的な作業を実現する。
  - ・農産物のブランド化でかせげる農業を実現する。
  - ・高収益な農業により、担い手の確保に努め、事業者単位では耕地面積(規模)を拡大する。
  - 農地バンクの活用と農作業受委託を促進する。
- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

区	区域内の農用地等面積		
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,063 ha	
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha	

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域の農地を、農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
	(1)農用地の集積、集約化の方針
	・住宅地と工業地と農業地に分けてそれぞれにメリットがあるように取り組む。 ・集積、集約を促すための制度づくりを進める。
	(2)農地中間管理機構の活用方針
	・中間管理機構を通じて情報共有を強化する。
	・農地貸借手続き時のマニュアルを作成するなど、農地の賃貸の簡素化など担い手へのサポートを強化する。 
	(3)基盤整備事業への取組方針
	・利用者負担の軽減を図りながら、老朽化した農業用施設の更新や改良整備に取り組む。 ・基盤整備事業により大型トラクターに対応した農道整備や耕地の大区画を行い、担い手が営農しやすい整備を
	進める。
	・既存を含めて農道整備やかんがい排水整備、その他水利施設の適正な更新を行い、担い手の営農区画の拡大を図る。
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
	「・農業法人または法人化をサポートしてもうかる農業の実現を目指す。 「・新規就農者へのサポート体制の確立する。
	・新規規度有へのサポート体制の確立する。  ・市と農協などが連携して講習会等を開催し、営農指導の充実化を図る。
	・地区内に新規就農がしやすいエリア設定する。
	・技術継承するための師弟制度の様な取り組みを行う。
	・もうかる農業の実現により、親子2世代での営農や担い手を確保し育成できる体制を構築する。 
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
	・地区の大規模農家が周辺農家を手伝える仕組みを構築する。
	・耕作放棄地や手に負えない荒廃農地を支援する取組みを構築する。  ・農作業の受託できる組織団体の立ち上げ支援を進める。
	- 機械の修理や更新等のサポートにより、作業しやすい環境づくりを進める。
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)
	□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
	□ ⑥燃料·資源作物等 □ ⑦保全·管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携等 □ ⑩その他
	【選択した上記の取組方針】